

**佐賀県規則第20号**

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例施行規則（昭和28年佐賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p><b>第1条 略</b></p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th> <th style="text-align: center;">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>令第16条の3に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	占用物件	占用料	略		令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）	略	令第16条の3に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設		<p><b>第1条 略</b></p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th> <th style="text-align: center;">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第16条の3に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>令第16条の4に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	占用物件	占用料	略		令第16条の3に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）	略	令第16条の4に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設	
占用物件	占用料																
略																	
令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）	略																
令第16条の3に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設																	
占用物件	占用料																
略																	
令第16条の3に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）	略																
令第16条の4に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。